

新規上場申請のための半期報告書

株式会社Synspective

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第7期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

【会社名】 株式会社Synspective

【英訳名】 Synspective Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 新井 元行

【本店の所在の場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03-6811-1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03-6811-1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	14
第4【経理の状況】	15
1【中間連結財務諸表】	16
2【その他】	22
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	23
独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期 中間連結会計期間
会計期間		自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
売上高	(千円)	1,037,072
経常損失(△)	(千円)	△1,262,273
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	(千円)	△1,266,795
中間包括利益	(千円)	△1,267,882
純資産額	(千円)	12,366,402
総資産額	(千円)	17,133,907
1株当たり中間純損失(△)	(円)	△16.16
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	71.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,039,726
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,954,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	6,906,779
現金及び現金同等物の中間期末残高	(千円)	7,383,596

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

3. 2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失(△)を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度まで6期連続で営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この主たる要因は、衛星データ事業において、衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、投資回収までに期間を要するためであります。

ただし、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための事業計画を実施しております。また、株式市場からの増資や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図っております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、中間連結財務諸表への注記は記載しておりません。

当社グループは「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーションとデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。人々の生活とそれを支える経済は、地球規模での災害や紛争、気候変動などの、さまざまなリスクに脅かされており、当社グループは人類が自然環境や次世代を思いやりながら安心して生きていくには、それらリスクを定量的に可視化し、理解することが重要だと考えます。それには、地球規模での均質性、定常性、広域性、公正性を備えたデータを、高頻度で取得する必要があります。

当社グループはこのミッションを実現するため、地球を恒常的に俯瞰する自社SAR衛星「StriX」のコンステレーションの衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で堅実に収益を積み上げつつ、SAR衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度が高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップを拡大し、新規衛星データ市場を開拓してまいります。

現在は、5号機および6号機の製造を進めており、将来号機についての機器調達も本格化しております。小型SAR衛星の量産体制について、2024年以降に6機、2020年代後半には30機の小型SAR衛星コンステレーション構築のため、自社による製造拠点の開設準備を進めております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて5,818,963千円増加し、17,133,907千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資・新規借入により現金及び預金が2,915,072千円、小型SAR衛星部品等の購入・観測衛星稼働により建設仮勘定から観測衛星へ振替処理をした結果、衛星（純額）及び建設仮勘定が合計2,698,560千円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,323,199千円増加し、4,767,504千円となりました。その主な要因は、長期借入金がタームローン契約について変更契約を締結したため、1年内返済予定の長期借入金から振替分26,500千円、新規借入したことにより1,230,000千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べて4,495,764千円増加し、12,366,402千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ2,850,120千円増加した一方、親会社株主に帰属する中間純損失1,266,795千円を計上したことによるものであります。なお、欠損金の解消および財務体質の健全化を目的に、資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

(2) 経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国の経済は、中東情勢の緊迫化や中国経済の先行きの不透明さによる景気の下振れリスクはあるものの、実質所得の上昇やインフレ率の鈍化に伴い安定的な成長が見込まれ緩やかな回復基調が続くものと見込まれています。宇宙業界においては、10年で1兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、2024年度からスタートする第1期では経済産業省、総務省、文部科学省の合計3,000億円が措置されるほか、総合商社が宇宙事業に参入をはじめると、我が国における宇宙開発に向けた機運は裾野を広げ、官民一体となってこれまでにない高まりを見せております。

このような状況の下、当社グループは、2024年3月13日に打上げた当社4機目の小型SAR衛星「StriX-3」の初画像（ファーストライト）を4月8日に取得し、画像データの販売を開始しました。また内閣府宇宙開発戦略推進事務局が推進する「令和6年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の採択事業者として、複数の国内政府機関への納入を開始しました。

また、将来の打上げについて、Rocket Lab社（本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：Sir Peter Beck）が提供するエレクトロン・ロケットで今後10機の衛星打上げを行うことに合意しました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、1,037,072千円、営業損失は1,166,661千円、経常損失は1,262,273千円、親会社株主に帰属する中間純損失は1,266,795千円となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、7,383,596千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動に使用した資金は1,039,726千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失1,262,270千円、売上債権及び契約資産の増加額551,217千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動に使用した資金は2,954,355千円となりました。これは主に、衛星製造部品等購入による有形固定資産の取得による支出2,826,024千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動から得られた資金は6,906,779千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,230,000千円、第三者割当増資により株式の発行による収入5,700,240千円等によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、666,583千円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 従業員数

当中間連結会計期間において、当社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(9) 生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績に著しい変動はありません。

(10) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

(11) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(12) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な販売・業務提携等に関する契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 Synspective	内閣府大臣官 房会計担当参 事官	日本	令和6年度 小型 SAR衛星コンステ レーションの利用 拡大に向けた実証 (その2)	2024年 4月1日	2024年4月1日 から 2025年3月31 日まで	内閣府からの受注 案件
株式会社 Synspective	防衛省 分任 支出負担行為 担当官 防衛 装備庁調達事 業部	日本	安全保障用途に適 したSAR衛星の宇宙 実証	2024年 6月3日	2024年6月3日 から 2025年3月31 日まで	防衛装備庁からの 受注案件
株式会社 Synspective	Rocket Lab USA, Inc.	米国	打上サービス契約 にかかる覚書	2024年 6月18日	-	Strix衛星10機の打 上サービス契約締 結について

(2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年4月25日	
発行新株式数	D種優先株式 7,052株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	550,056千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株あたり39千円 総額275,028千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株あたり39千円 総額275,028千円	
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式	
	りそなキャピタル8号投資事業組合	3,847株
	トヨタ紡織株式会社	3,205株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

(3) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について決議いたしました。なお、本第三者割当による種類株式の発行は2023年8月7日開催の臨時株主総会、2024年3月28日開催の定時株主総会、2024年6月7日開催の臨時株主総会において、承認可決されております。

(a) 第三者割当による新株式の発行の概要

払込期日	2024年6月10日	
発行新株式数	D種優先株式 43,591株	
発行価額	1株につき78千円	
調達資金の額	3,400,098千円	
発行価額のうち資本金組入額	1株あたり39千円 総額1,700,049千円	
発行価額のうち資本準備金組入額	1株あたり39千円 総額1,700,049千円	
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当方式	
	SPエースタート1号投資事業有限責任組合	41,026株
	株式会社エースタート	2,565株

(b) 調達する資金の用途

長期安定収益確保、生産性の向上に向けた衛星製造設備等の確保及び運転資金の確保を目的としております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000
計	168,000,000

- (注) 1. 2024年6月7日開催の臨時株主総会における決議に基づき、定款の一部変更を行い、2024年6月7日付で普通株式の発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、1,120,000株となりました。また、同日開催の臨時株主総会における定款変更決議に基づき、2024年6月24日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止すると共に、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき普通株式150株に株式分割を実施しております。これにより発行可能株式総数は166,880,000株増加し、168,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	86,944,950	86,944,950	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	86,944,950	86,944,950	—	—

- (注) 1. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が86,365,317株増加して86,944,950株となっております。
2. 2024年6月7日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 166 当社子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	6,723,900 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,723,900 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	133 (注)2、6
新株予約権の行使期間	2026年6月10日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133 資本組入額 66 (注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券

又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（但し、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。
 - ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
 - (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
 - (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合
 - (4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
 - (5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
 - ①当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ②当社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

- ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7)権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
- ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
 - ③本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ④権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ⑤本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ⑥1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は1200万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。
 - ⑦その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる

期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

6. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り捨てて記載しております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月28日 (注) 1	—	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	—	100,000	△1,559,650	2,402,900
2024年4月12日 (注) 2	D種優先株式 22,437	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 39,106	875,043	975,043	875,043	3,277,943
2024年4月25日 (注) 3	D種優先株式 7,052	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 46,158	275,028	1,250,071	275,028	3,552,971
2024年6月10日 (注) 4	D種優先株式 43,591	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	1,700,049	2,950,120	1,700,049	5,253,020
2024年6月12日 (注) 5	普通株式 479,633	普通株式 579,633 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	—	2,950,120	—	5,253,020
2024年6月23日 (注) 6	A種優先株式 △86,200 B種優先株式 △160,558 C1種優先株式 △131,794 D種優先株式 △89,749	普通株式 579,633	—	2,950,120	—	5,253,020

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年6月24日 (注) 7	普通株式 86,365,317	普通株式 86,944,950	—	2,950,120	—	5,253,020

(注) 1. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定にもとづき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合、大和ハウスグループ投資事業有限責任組合、株式会社FEL、豊田合成株式会社、高橋直司、成毛眞

3. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 りそなキャピタル8号投資事業組合、トヨタ紡織株式会社

4. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 SPエースタート1号投資事業有限責任組合、株式会社エースタート

5. 2024年6月12日付で株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。

6. 当社が取得した当該A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株及びD種優先株式89,749株について、2024年6月23日付で消却しております。

7. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で、普通株式1株につき普通株式150株に株式分割を実施しました。

(5) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
新井元行	東京都文京区	9,015,000	10.37
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	8,611,200	9.90
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	7,339,800	8.44
清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16番1号	6,944,400	7.99
SPエースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	6,469,050	7.44
日本グロースキャピタル投資法人	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	5,053,650	5.81
白坂成功	東京都世田谷区	4,500,000	5.18
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	2,399,700	2.76
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	2,280,450	2.62
Tsunagu Investment Pte. Ltd.	3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower, Singapore 189352 常任代理人：Tsunagu Investments Pte. Ltd. 住所：3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower, Singapore 189352 〒100-6509 東京都千代田区丸の内一 丁目5番1号 新丸の内ビルディング 10F EGG Pavilion Capital Japan株式会社 気付	2,223,300	2.56
計	—	54,836,550	63.07

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,944,100	普通株式 869,441	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 850	—	—
発行済株式総数	86,944,950	—	—
総株主の議決権	—	869,441	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役	渥美 優子	1971年 6月25日	1994年4月 UBS証券会社 入社 1998年11月 ドレスナー・クラインオート証券会社入社 2008年12月 ベーカー&マッケンジー法律事務所入所 2013年3月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所入所 2018年11月 コンプライアンス・パートナーズ株式会社社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社JPHF社外監査役(現任) 2020年12月 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社社外監査役(現任) 2022年1月 Kollectパートナーズ法律事務所代表就任(現任) 2023年11月 株式会社エスポリア社外取締役(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)1	—	2024年 6月7日

- (注) 1. 取締役 渥美優子は、社外取締役であります。
2. 取締役 渥美優子の戸籍上の氏名は菊地優子であります。
3. 取締役の任期は2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	北澤 知丈	2024年6月7日
取締役	渡邊 一正	2024年6月7日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,383,596
売掛金及び契約資産	1,398,529
仕掛品	49,730
貯蔵品	387
その他	157,015
流動資産合計	8,989,259
固定資産	
有形固定資産	
観測衛星（純額）	1,973,465
建設仮勘定	5,606,592
その他（純額）	349,554
有形固定資産合計	7,929,611
無形固定資産	30,787
投資その他の資産	
長期未収入金	350,866
その他	184,247
貸倒引当金	△350,866
投資その他の資産合計	184,247
固定資産合計	8,144,647
資産合計	17,133,907

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年6月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※ 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 65,000
未払法人税等	4,525
契約負債	21,099
契約損失引当金	16,076
その他	465,804
流動負債合計	1,572,504
固定負債	
長期借入金	※ 3,195,000
固定負債合計	3,195,000
負債合計	4,767,504
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,950,120
資本剰余金	10,613,686
利益剰余金	△1,256,114
株主資本合計	12,307,691
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△6,110
その他の包括利益累計額合計	△6,110
新株予約権	64,820
純資産合計	12,366,402
負債純資産合計	17,133,907

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1,037,072
売上原価	778,357
売上総利益	258,715
販売費及び一般管理費	※ 1,425,377
営業損失(△)	△1,166,661
営業外収益	
受取利息	24
為替差益	10,823
その他	873
営業外収益合計	11,721
営業外費用	
支払利息	83,872
株式交付費	20,070
支払手数料	3,389
営業外費用合計	107,332
経常損失(△)	△1,262,273
特別利益	
新株予約権戻入益	36
特別利益合計	36
特別損失	
固定資産除却損	32
特別損失合計	32
税金等調整前中間純損失(△)	△1,262,270
法人税、住民税及び事業税	4,525
法人税等合計	4,525
中間純損失(△)	△1,266,795
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△1,266,795

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
中間純損失(△)	△1,266,795
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△1,086
その他の包括利益合計	△1,086
中間包括利益	△1,267,882
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△1,267,882

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△1,262,270
減価償却費	122,598
株式報酬費用	63,443
受取利息	△24
為替差損益(△は益)	△6,769
支払利息	83,872
株式交付費	20,070
支払手数料	3,389
新株予約権戻入益	△36
固定資産除却損	32
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△551,217
棚卸資産の増減額(△は増加)	174,677
契約負債の増減額(△は減少)	13,022
その他	394,911
小計	△944,300
利息の受取額	24
利息の支払額	△80,000
法人税等の支払額	△15,449
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,039,726
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,826,024
無形固定資産の取得による支出	△19,344
敷金及び保証金の差入による支出	△108,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,954,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,230,000
株式の発行による収入	5,700,240
株式の発行による支出	△20,070
借入手数料の支払額	△3,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,906,779
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,374
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,915,072
現金及び現金同等物の期首残高	4,468,524
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,383,596

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,000,000 千円
タームローンの総額	6,300,000 "
借入実行残高	4,260,000 "
差引額	4,040,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
給料及び手当	307,172 千円
研究開発費	662,262 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	7,383,596 千円
現金及び現金同等物	7,383,596 千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年3月28日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を1,559,650千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

また、2024年4月12日、2024年4月25日及び2024年6月10日を払込期日とする第三者割当増資により、資本金及び資本準備金がそれぞれ合計2,850,120千円増加しております。

結果として、当中間連結会計期間末において資本金が2,950,120千円、資本剰余金が10,613,686千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、衛星データ事業のみを営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
画像データ販売	375,225
ソリューション	475,018
その他	186,828
顧客との契約から生じる収益	1,037,072
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,037,072

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△16円16銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△1,266,795
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△)(千円)	△1,266,795
普通株式の期中平均株式数(株)	78,396,621
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純損失の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権 (新株予約権の目的となる 株式の数 6,723,900株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社Synspective
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

坂井知倫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

有吉真哉

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上